

## 金木桜まつり出店に係る遵守事項

- 1 「芦野公園敷地使用許可決定書」は店頭に掲示し、許可された敷地以外での営業は禁止します。
- 2 使用許可された者の権利については、譲渡又は転貸することを禁止します。  
ただし、まつりの活性化のため特別な理由があると認められる場合は、あらかじめ承認を得るものとし、権利の譲渡又は転貸に関する一切の責任は使用許可された者に帰属するものとします。
- 3 出店にあたり食品の販売や臨時飲食店行為が付随する場合は、営業中、常に営業許可書を施設内の見えやすい場所に掲示し、食品の取り扱い等に十分留意して、より安全で衛生的な食品を提供するよう心がけてください。
- 4 雨水、汚水を流す場合は地下浸透させてください。流水による汚品等について、当市では責任を負いません。
- 5 出店に伴って生じたごみ類は、持ち帰ってください。ゴミ置き場に捨てることを禁止します。また、店頭自身に自身の店からでたゴミを回収するための容器を備え付けてください。
- 6 公園内への車の出入りは、午前5時～午前9時までとします。指定時間以外は、各自台車等で物品の搬入を行ってください。  
なお、午前9時以降は緊急車両等を除き出入口を封鎖します。
- 7 出店者専用の駐車場は用意しておりませんので、公園の有料駐車場等をご利用ください。  
なお、期間中の園内の駐車は、事故防止等のため禁止します。
- 8 次の事項に掲げる行為は禁止します。
  - ①許可された販売品目以外の商品の販売
  - ②通行人に迷惑となるような行為
  - ③歩道に取り付けた敷地番号の破損等の行為
  - ④園内の木にロープを掛けたり、釘を打ち付ける等の行為
  - ⑤期間以外の営業
  - ⑥水道水の独占行為
- 9 都合により出店の閉鎖及び撤退した場合、敷地料の払い戻しはしませんので予めご了承ください。
- 10 敷地使用許可後、特別な事情が無いのにもかかわらず出店しなかった場合は、翌年より敷地使用許可しませんのでご注意ください。

- 11 店舗等の撤去及び後片付けは速やかに行い、原状回復に努めてください。  
従わない場合は、翌年以降の出店を許可しない場合もありますので十分ご注意ください。
- 12 敷地番号が記載された木札は、次年度以降も使用するため、店舗設置のために引き抜いた場合は大切に保管し、店舗撤去後、元の位置に戻すか、もしくは担当者に返還してください。
- 13 青森県暴力団排除条例に基づき、暴力団関係の方の出店は固くお断りさせていただきます。

●「五所川原市芦野公園設置条例」(抜粋)

(行為の禁止)

第4条 公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、前条第1項に規定する行為の許可又は第3項に規定する変更の許可を受けた者で、当該行為に際し必要として市長が特別に認めた場合は、この限りではない。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 広告若しくはこれに類するものを掲示し、又は散布すること。
- (5) ごみその他の汚物を捨てること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、駐車又は停車すること。
- (8) みだりに火気を扱うこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が公園の管理上特に必要ありと認めて禁止すること。

(原状回復義務)

第12条 行為等の許可を受けた者は、その使用期間が満了したときは、公園敷地及び有料公園施設を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不適當な場合においては、この限りではない。

五所川原市 経済部 商工観光課 観光係

TEL : 0173-35-2111

FAX : 0173-39-1093